

全国商工会会員福祉共済
ご加入者の皆様へ

全国商工会連合会

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言に伴う 移動制限がなされた際の福祉共済お支払等について

毎々格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件、新型コロナウイルスによる感染拡大防止策として「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」による移動制限の可能性が報道等で取りざたされております。万が一、首都圏で実施された場合、福祉共済につきましては以下の影響が予想されます。

【福祉共済に関する首都圏移動制限時に予想される影響】

- ・福祉共済に関するお問い合わせ業務の一時停止
- ・ご請求事項に関する確認書類等の受け取りに関する遅れの発生
- ・ご請求事項に関するお支払いの遅れの発生

緊急事態宣言発令中は、請求受付事務や共済金お支払いに遅延が生じる可能性があります。福祉共済のご請求に関する時効は、請求事由確定から3年間です。ご安心ください。また、緊急事態宣言発令中に時効を迎えた請求事案につきましても、お支払いの対象といたします。

なお、本会事務所も一時業務を停止することが予想されますので、各種ご加入内容の確認や変更のお手続きにつきましては、各商工会までご連絡をお願いいたします。